

つむぐ

- ◆ いじめ解決支援チーム通信 第3号
- ◆ 令和2年 6月15日
- ◆ 最上教育事務所指導課

「国立教育政策研究所」作成

「生徒指導リーフ」を紐解く

先日お知らせしたとおり、6・7月は県いじめ発見調査アンケートの実施時期となります。今回は「Leaf. 19 学校の『組織』で行ういじめ『認知』の手順」をもとにアンケート結果のその後の活用法について考えていきます。



いじめか否かは、「組織」で判断する

- 1 機動的に対応できるように、「組織」のメンバーの中から「集約担当」を決め、日々の情報を整理・記録・集約する。
- 2 「集約担当」が、各事案の緊急性に応じた対応の仮判断を行うが、最終的には校長の承認を得た上で、実行に移す。

「いじめ防止対策推進法」は、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」(第22条)と定めています。

この「組織」が、各学校の策定した「学校いじめ防止基本方針」に従って、いじめの未然防止から事後対応等に至るまでの様々な取組を推進する母体となります。しかし、この「組織」のフルメンバーで日々のトラブル全てを検討することは現実的ではありません。そこで、「集約担当」を置いて対応の仮判断を行い、校長の承認を得て対応することが考えられます。

緊急性によって対応を仮仕分



例) 児童生徒によく見られるトラブルで初発のケース
(消しゴムのかすを投げられた、悪口を言われた等) の場合

学級担任等からその時の状況となされた対処を聞き、3日後、1週間後などの期限を区切り、その後の様子を報告するよう指示する。

例) トラブルの緊急性が高いと判断した場合

速やかに「組織」の学校内メンバーを招集する。程度によっては、学校外のメンバーを含むフルメンバーの招集も視野に入れる。

いずれの対応をとるにしても、最終的には校長が判断！

招集された「組織」のメンバーでいじめか否かを判断

いじめと判断された場合には、速やかに教育委員会に報告するとともに、被害者や加害者、いじめが起きた集団等に対する措置をとる。

同じ出来事に対する教職員の反応には、同じ学校内でも温度差が生じることが考えられます。この温度差が対応の差を生み、いじめ等が放置されてしまう要因になります。そのためには、上述したように「組織」で対応することや「いじめ」に対する認識の共有を図る校内研修の実施が必要になります。ぜひ、当所松葉エリアスクールソーシャルワーク・コーディネーターの活用について御検討ください。